

広島県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十六年十一月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	ユニット型特別養護老人ホーム寿光園	山県郡安芸太田町大字下筒賀八二二番地	平成二六年十一月一八日